

提出日(西暦)	2014年 1月 31日
---------	--------------

品質管理システム概要書( 2014年 1月 1日現在)

監査事務所名 監査法人シドー  
代表者名 菅井 朗

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

(1) 品質管理に関する責任

「監査に関する品質管理基準」等に準拠して職務を適正に行うための体制として、当法人は、「監査の品質管理規程」を定め、社員会を品質管理システムに関する最終的な責任者とするとともに、監査責任者が品質管理システムに準拠して監査を実施する責任を負うこととしております。また、社員会は、すべての監査業務について監査業務の質が優先されるという考え方を当法人の運営方針として適用することが重要であるということを認識し、当法人の営業や業績上の考慮事項が監査業務の質に優先することがないように留意しております。

(2) 不正リスクへの対応

当法人は、不正リスクに留意して品質管理に関する適切な方針及び手続を整備し運用しており、不正リスクに関する品質管理の責任者は、品質管理担当責任者が兼務しております。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理

当法人は、当法人及び専門要員が監査業務に関係する職業倫理に係る規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会倫理規則第2条に基づき、誠実性、公正性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務、職業的専門家としての行動について、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めております。

(2) 独立性

当法人は、毎年定期的に、及び必要となる時点で独立性に対する阻害要因の有無を調査し、当該調査の結果、独立性を阻害するような状況や関係が識別された場合には、独立性に対する阻害要因を許容可能な水準にまで軽減又は除去するためにセーフガードを適用するか、又は適切であると考えられる場合には、当法人は監査契約を解除することとしております。

(3) ローテーションの方針及び手続

当法人は、監査業務の主要な担当者(監査責任者、審査担当者、監査業務の重要な事項について重要な決定や判断を行うその他の者)の長期間の関与に関して、大

会社等の監査業務については職業倫理に関する規定で定める一定期間のローテーションを義務付けております。

### 3．契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

#### (1) 方針及び手続

当法人は、契約の新規の締結又は契約を更新することを合理的に確保するため、当法人の規模及び組織、当該監査業務に適した能力及び経験を有する専門要員の確保の状況、契約の新規の締結及び更新の判断に重要な影響を及ぼす事項等（関与先の誠実性や当法人が職業倫理に関する規定を遵守できるかどうか等）について、社員会で検討し決定することとしております。

#### (2) 不正リスクへの対応

監査契約の新規の締結及び更新については、不正リスクを考慮して監査契約の締結及び更新に伴うリスクを評価しております。

### 4．専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

#### (1) 方針及び手続

当法人は、必要とされる適性、能力及び経験を備えた専門要員を確保するために、豊富な監査経験を積んでおり、日本公認会計士協会継続的専門研修制度（CPE）履修義務を果たしている者を採用することとしております。

また当法人は、すべての専門要員に対して継続的な教育・訓練を受けることの必要性を機会あるごとに伝えるとともに、専門要員が日本公認会計士協会の主催する研修等に参加する場合には、その費用の全部又は一部を事務所で負担し、CPE履修状況の徹底管理を行っております。

専門要員の評価に関しては、当法人は、専門要員が能力を高め維持していること及び職業倫理を遵守していることを正当に評価し、社員会で報酬及び昇進を決定することとしております。

専門要員の選任に当たって当法人は、監査責任者については、ローテーション及び職責を果たせるための十分な時間の確保等を考慮して関与先の経営者及び監査役等に伝達しており、また監査チームのメンバーについては、職業的専門家としての基準及び法令等に従って監査業務を実施し、適切な能力、適正、経験、独立性及び権限を保持し、十分な時間を確保できる適切な者を選任することとしております。

#### (2) 不正リスクへの対応

専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当法人内外の研修等を含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供しております。また、監査チームに期待される適切な適性及び能力を検討する場合、監査責任者は、当法人が提供する不正に関する教育・訓練を通じて得られた、専門要員の知識及び能力の程度を考慮することがあります。

### 5．業務の実施

#### (1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当法人は、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告や実務指針に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアルとして定めております。当該方針及び手続には、監査業務の実施、監査チームへの指示、監督及び査閲、専門的な見解の問合せ、監査上の判断の相違、監査事務所内における監査責任者の全員の交代を含めております。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当法人は、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に関して、適切に専門的な見解の問合せを実施することとしており、専門的な見解の問合せから得られた見解は十分に検討し対処し、適切に文書化することとしております。

(3) 審査の方針及び手続

当法人は、審査を行う機構を設け、監査計画及び監査意見形成のための監査業務について、また、監査の実施中に発生した重要な事項（審査において識別された事項を含む。）について審査の担当者と十分に討議し、審査が完了するまで監査報告書の発行を禁止しており、監査責任者は、審査が完了する前に監査報告書に署名してはならないこととしております。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

当法人は、監査チーム内、専門的な見解の問合せの助言者との間又は監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違を解決するため、専門的問合せを行った者は、監査上の判断の相違に関して到達した結論及びその対処について、適切に文書化し、監査上の判断の相違が解決しない限り、監査報告書は発行してはならないこととしております。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

当法人は、監査ファイルを原則として監査報告書ごとにまとめ、監査ファイルの最終的な整理を完了する期限は、監査報告書日から60日程度を超えないものとしております。また監査調書の管理に関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定め、これに従い監査調書の管理を適切に実施しております。

(6) 不正リスクへの対応

監督及び査閲

監査責任者は、不正リスクに適切に対応できるように、監査業務を監督し、監査調書を査閲する責任を負っております。

専門的な見解の問合せ

不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問合せ、入手した見解を検討することとしております。この場合、監査責任者は、監査チームが前項の手続を適切に実施する責任を負っております。

審査

不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、不正による重要な虚偽表示リスクへの対応に関する重要な判断(不正による重要な虚偽表示の疑義があるかどうかの判断が含まれる)と結論について、適時に審査を受けなければならないとしております。また、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、審査担当者の審査を受けなければならないとしております。

#### 監査責任者の全員の交代

同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合、前任及び後任の監査責任者は、不正リスクを含む監査上の重要な事項の伝達が適切に行われたことを確認しなければなりません。

### 6. 品質管理のシステムの監視

#### (1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

当法人は、品質管理のシステムに関する日常的監視及び監査業務の定期的な検証を実施しており、少なくとも年1回にその結果を監査責任者及び社員会に伝達し、必要とされる改善措置があれば、これを適時に実施しなければならないものとしております。

#### (2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

品質管理担当責任者は、日常的監視及び定期的な検証によって発見された不備の影響を評価し、監査責任者及び他の適切な者に対して速やかに発見された不備とこれに対する適切な改善措置を伝達しなければならないものとしております。

#### (3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当法人は、法人内外からもたらされる情報に適切に対処するために、専門要員は、不服と疑義があればいつでも担当責任者に報告することができ、また関与先又はその他の第三者から不服と疑義の申立てを受けた者は、速やかに担当責任者に報告しなければならないものとしております。

#### (4) 不正リスクへの対応

##### 定期的な検証

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務における不正リスクへの対応状況について、定期的な検証により、当法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめることとしております。

##### 不服と疑義の申立て

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、当法人内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を定めております。すなわち、不正リスクに関連して当法人内外から当法人に寄せられた情報を受け付け、当該情報について、関連する監査責任者へ適時に伝達し、監査責任者は、監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討したかについて、品質管理担当責任者に書面で報告することとしております。

### 7. 監査事務所間の引継の方針及び手続

(1) 方針及び手続

当法人は、監査人の交代に関する監査業務の引継についての方針と手続として、上記「3. 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続」の記載に留意するとともに、監査基準委員会報告書第900「監査人の交代」に準拠するものとしております。

(2) 不正リスクへの対応

不正リスク対応基準が適用となる監査業務に関して監査チームが実施した引継の状況については、品質管理担当責任者に報告しなければならないとしております。

8. 共同監査の方針及び手続

当法人は、共同監査を行う他の監査事務所の品質管理のシステムが当該監査業務の質を合理的に確保するものであるかどうかを、契約の新規の締結及び更新の際及び必要に応じて監査業務の実施の過程で確かめることとしております。また監査業務に関する諸事項については、共同監査に関する協定書で定めることとしております。

9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

該当事項ありません。

以 上

この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。